

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成25年1月24日(2013.1.24)

【公表番号】特表2012-511571(P2012-511571A)

【公表日】平成24年5月24日(2012.5.24)

【年通号数】公開・登録公報2012-020

【出願番号】特願2011-540664(P2011-540664)

【国際特許分類】

C 07 D 498/08 (2006.01)

A 61 K 31/519 (2006.01)

A 61 P 35/00 (2006.01)

C 07 C 59/265 (2006.01)

【F I】

C 07 D 498/08 C S P

A 61 K 31/519

A 61 P 35/00

C 07 C 59/265

【手続補正書】

【提出日】平成24年11月30日(2012.11.30)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

11 - (2 - ピロリジン - 1 - イル - エトキシ) - 14 , 19 - ジオキサ - 5 , 7 , 26 - トリアザ - テトラシクロ[19.3.1.1(2,6).1(8,12)]ヘプタコサ - 1(25), 2(26), 3, 5, 8, 10, 12(27), 16, 21, 23 - デカエンのクエン酸塩。

【請求項2】

塩が結晶質である、請求項1記載の塩。

【請求項3】

塩が1:1塩である、請求項1又は2記載の塩。

【請求項4】

X線回折において、2スケール上、22.4°±0.5°でピークを示す、請求項1~3のいずれか1項記載の塩。

【請求項5】

X線回折において、2スケール上、10.2°±0.5°及び15.7°±0.5°でピークを示す、請求項4記載の塩。

【請求項6】

X線回折において、2スケール上、7.8°±0.5°、10.2°±0.5°、14.2°±0.5°、15.7°±0.5°、16.8°±0.5°、21.4°±0.5°及び22.4°±0.5°からなる群より選択される少なくとも四つのピークを示す、請求項1~5のいずれか1項記載の塩。

【請求項7】

X線回折において、2スケール上、7.8°±0.5°、10.2°±0.5°、14.2°±0.5°、15.7°±0.5°、16.8°±0.5°、21.4°±0.5°

5°及び22.4°±0.5°からなる群より選択される少なくとも六つのピークを示す、請求項6記載の塩。

【請求項8】

X線回折において、2スケール上、7.8°±0.5°、10.2°±0.5°、14.2°±0.5°、15.7°±0.5°、16.8°±0.5°、21.4°±0.5°及び22.4°±0.5°のピークを示す、請求項6記載の塩。

【請求項9】

X線回折において、2スケール上、10.9°±0.5°、17.1°±0.5°、23.3°±0.5°、25.1°±0.5°、25.8°±0.5°及び27.5°±0.5°のピークを示す、請求項8記載の塩。

【請求項10】

X線回折において、2スケール上、7.2°±0.5°、17.6°±0.5°、18.5°±0.5°、18.7°±0.5°、20.7°±0.5°、23.1°±0.5°、24.2°±0.5°、26.2°±0.5°、26.9°±0.5°、28.7°±0.5°、29.3°±0.5°、31.0°±0.5°、32.4°±0.5°、37.3°±0.5°、38.6°±0.5°、39.9°±0.5°及び41.6°±0.5°のピークを示す、請求項9記載の塩。

【請求項11】

請求項1～10のいずれか1項記載の塩を含む医薬組成物。

【請求項12】

増殖性疾患を治療又は予防するための、請求項11に記載の医薬組成物。

【請求項13】

前記増殖性疾患がガンである、請求項12記載の医薬組成物。

【請求項14】

増殖性疾患の治療又は予防のための請求項1～10のいずれか1項記載の塩。

【請求項15】

前記増殖性疾患がガンである、請求項14記載の塩。

【請求項16】

増殖性疾患の治療のための薬の製造における請求項1～10のいずれか1項記載の塩の使用。

【請求項17】

前記増殖性疾患がガンである、請求項16記載の使用。